

令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所(以下「国立環境研究所」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度国立環境研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立環境研究所における令和7年度の契約状況(表1)は契約件数 532 件、契約金額 175.6 億円に対し、競争性のある契約は 347 件(65.2%)、119.9 億円(68.3%)となった。競争性のない随意契約については、185 件(34.8%)、55.7 億円(31.7%)となり、前年度と比較して、件数が減少した。

競争性のない随意契約の件数は減少したが、その主な要因として、委託元から予め随意契約の相手方が指定された案件の減少及び「予算決算及び会計令」の改正に伴う少額随意契約基準額の引上げによることが考えられるが、国立環境研究所契約審査委員会(以下「契約審査委員会」という。)が定める「随意契約の基準」により、引き続き公平性・透明性を確保した適正な審査を実施することができた。

また、特例随意契約については、107 件、3.7 億円となり、前年度と比較して、件数は減少したが、競争性及び透明性を確保しながらも、早期契約・早期執行による研究開発の促進や所内全体の事務効率化にも寄与した。

表1 令和7年度の国立環境研究所の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(33.6%) 205	(46.3%) 58.4	(39.3%) 209	(60.7%) 106.6	(5.7) 4	(14.4) 48.2
企画競争・公募	(4.6%) 28	(5.8%) 7.3	(5.8%) 31	(5.4%) 9.6	(1.2) 3	(△ 0.3) 2.3
特例随意契約	(26.0%) 159	(3.5%) 4.4	(20.1%) 107	(2.1%) 3.7	(△ 5.9) △ 52	(△ 1.4) △ 0.7
競争性のある契約(小計)	(64.2%) 392	(55.6%) 70.1	(65.2%) 347	(68.3%) 119.9	(1.1) △ 45	(12.7) 49.8
競争性のない随意契約	(35.8%) 219	(44.4%) 56.0	(34.8%) 185	(31.7%) 55.7	(△ 1.1) △ 34	(△ 12.7) △ 0.3
合 計	(100%) 611	(100%) 126.1	(100%) 532	(100%) 175.6	△ 79	49.5

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率(ポイント)である。

(注3) 少額随意契約を除く。

(注4) 令和7年度の競争性のない随意契約のうち 116 件 40.3 億円(令和6年度 137 件 45.5 億円)は、国又は受託研究の委託元から予め随意契約の相手方が指定されている案件である。

(注5) 一般競争入札としたが不落随意契約となったものは競争入札等に含めている。

(2) 国立環境研究所における令和7年度の競争性のある契約における一者応札・応募の状況(表2)は、契約件数は281件(81.0%)、契約金額は100.5億円(83.8%)となり、前年度と比較して一者応札・応募の件数は減少したが、金額や件数の割合は増加した。

応札・応募辞退者を対象としたアンケート調査による情報収集等を踏まえ、仕様書の見直し、競争参加資格の緩和や公告期間の延長といった取組を確実に行うことにより、前回、一者応札であった契約案件のうち、当年度契約において複数者応札となったものが4件あり、一者応札・応募の低減に寄与した。

表2 令和7年度の国立環境研究所の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2者以上	(20.2%) 79	(21.5%) 15.1	(19.0%) 66	(16.2%) 19.4	(△ 1.1) (△ 13.0)	(△ 5.3) 4.3
うち競争入札等	(14.0%) 55	(20.5%) 14.4	(17.9%) 62	(16.1%) 19.3	(3.8) 7	(△ 4.4) 4.9
うち企画競争	(0.3%) 1	(0.1%) 0.1	(0.0%) 0	(0.0%) 0.0	(△ 0.3) △ 1.0	(△ 0.1) △ 0.1
うち特例随意契約	(5.9%) 23	(0.9%) 0.6	(1.2%) 4	(0.1%) 0.1	(△ 4.7) △ 19.0	(△ 0.8) △ 0.5
1者	(79.8%) 313	(78.5%) 55.0	(81.0%) 281	(83.8%) 100.5	(1.1) (△ 32.0)	(5.3) 45.5
うち競争入札等	(38.3%) 150	(62.8%) 44.0	(42.4%) 147	(72.9%) 87.3	(4.1) △ 3	(10.1) 43.3
うち企画競争	(0.0%) 0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0) 0.0	(0.0) 0.0
うち公募	(6.9%) 27	(10.3%) 7.2	(8.9%) 31	(8.0%) 9.6	(2.0) 4.0	(△ 2.3) 2.4
うち特例随意契約	(34.7%) 136	(5.4%) 3.8	(29.7%) 103	(3.0%) 3.6	(△ 5.0) △ 33.0	(△ 2.4) △ 0.2
合 計	(100.0%) 392	(100.0%) 70.1	(100.0%) 347	(100.0%) 119.9	△ 45	49.8

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募、特例随意契約、不落随意契約)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率(ポイント)である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1. の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下について、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 随意契約の適正化に関する取組

競争性のない随意契約については、契約審査委員会が定める「随意契約の基準」に合致しているか、引き続き公平性・透明性を確保しつつ、適正に審査する。

また、随意契約を行った案件については、監事及び外部有識者によって構成される国立環境研究所契約監視委員会(以下「契約監視委員会」という。)において事後点検を行うとともに、その透明性を確保するため契約の相手方の名称、契約金額、随意契約によることとした理由等を国立環境研究

所ホームページ(以下「ホームページ」という。)で公表するなど、より一層の適正化に努める。【競争性のない随意契約の件数】

なお、特例随意契約については、契約監視委員会において事前の包括的承認を行うとともに、公開見積競争を原則とするなど適正な運用を図り、競争性及び透明性を確保する。【特例随意契約の件数】

(2) 一者応札・応募の低減に向けた取組

競争性確保の観点から、研究開発等の役務及び研究機器等の物品に係る調達的全件について以下の取組を実施する。

① 応札・応募機会の拡大

一般競争及び企画競争については、引き続き、公告・公示から提案書等の受領期限まで、20日以上の十分な周知・準備期間を確保するとともに、電子入札システムの活用や調達情報サイトの関係団体との相互リンク等により応札・応募機会の拡大に努める。

過去実施の応札・応募を辞退した事業者に対するアンケートに加え、令和5年度から実施している応札・応募事業者へのアンケートの分析結果を踏まえ、より明確な仕様書の作成、適切な履行期間の設定、より適切な競争参加資格の設定等、応札・応募者の拡大に努める。

【公告期間 20 日以上の実施件数及び全対象件数に対する比率】

【電子入札システムの適用件数及び全入札件数に対する比率】

② 公募(入札可能性調査)の実施

一者応札・応募が複数年にわたり続いている調達については、公募(入札可能性調査)に順次切り替えることとし、公募した結果、特定の者だけが当該事業を実施し得ることが確認された場合には、契約金額の適正性を確認することを前提に、その者と随意契約を行う。【公募(入札可能性調査)実施件数】

③ 情報収集

応札・応募を辞退した事業者に対し、引き続きその理由を確認するためのアンケート調査を行うとともに、令和5年度から実施している応札・応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケートも引き続き行い、前年度までの結果をもとに改善策等について検討する。【アンケート調査の実施件数】

(3) 複数年度契約の積極的活用

複数年度にわたって事業を継続することが適当な案件については、引き続き可能な限り複数年度契約とし、契約期間拡大による受注者の参入意欲の増進及び契約締結事務の効率化・合理化を図る。【複数年度契約の件数】

(4) 総合評価落札方式の積極的活用

役務契約については、仕様内容の記載の程度や、競争参加資格設定の有無等について物品の調達に比して幅があり、追加的な措置を講じる余地があることから、価格だけでなく事業者の技術や知見等を総合的に評価する総合評価落札方式を引き続き積極的に活用し、価格だけでなく品質の更なる向上を図る。【総合評価落札方式の実施件数】

(5) 調達事務の合理化・経費削減に向けた取組

① 一括調達による事務合理化・調達経費削減

年間を通して調達する汎用的な研究用試薬や役務等を中心とした単価契約等の一括調達や基準額の見直しを実施し、契約事務の効率化及び調達費用の低減を図る。【消耗品等調達における一括調達等の実施状況】

② 購買システムの活用による調達事務の効率化

少額物品の調達について、令和8年度稼働の購買システム(商品選定、見積合せ、発注等の物品調達業務を電子的に行う SaaS 型のクラウドサービス)の活用等により、調達事務の効率化及び迅速化を図る。

(6) 政府全体で進められている諸施策に係る取組

① 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づく価格転嫁・取引適正化の取組

「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」(令和8年4月6日)を踏まえ、「国立研究開発法人国立環境研究所の中小企業者に関する契約の方針」に基づき、官公需における価格転嫁・取引適正化の取組を推進する。

② 公共施設等の整備・管理・運営における PFI 事業の活用

「PPP/PFI 推進アクションプラン」等により政府において PFI 事業の積極的な活用が進められている状況を踏まえ、国立環境研究所が行う施設の整備のうち、その実施を民間事業者に委ねることが適切であるものについては、PFI 事業の実施の可能性を検討する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

随意契約の締結を検討する案件(少額随意契約及び特例随意契約を除く)については、契約審査委員会を月に1回程度開催し、国立環境研究所会計規程第 36 条及び契約審査委員会が定める「随意契約の基準」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を行うこととする。また、外部評価として、契約監視委員会を開催し、監事及び有識者による審査・点検を受けることとする。【契約審査委員会による審査件数】

(2) 研究者、調達担当職員等に対する調達に関する不祥事案等の研修の実施

平成 25 年度から実施しているコンプライアンス研修については、本年度もeラーニングの活用により、不祥事発生未然防止、早期発見、再発防止に効果的となるよう実施する。【コンプライアンス研修の実施結果】

また、調達手続き全般に関するマニュアルをより分かりやすく更新するとともに、調達に係る事務担当者を対象とした説明会等を実施する。【調達に係る事務担当者に対する説明会等実施状況】

(3) 発注者以外の職員の立会いによる検収の徹底

不祥事等の発生を未然に防止するため、業者から納品される調達対象物品等は、すべて調達担当職員等が検収を行うこととする。検収にあたっては、他機関における過去の不祥事等の発生状況等も把握しながら、実効性のある検収を実施する。【検収実施状況】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環と

して、年度終了後に実施した上、自己評価結果を環境大臣に報告し、評価を受ける。環境大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 調達等合理化検討会

本計画に定める各事項を着実に実施するため、企画・総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により、調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	企画・総務担当理事
副総括責任者	総務部長
メンバー	企画部長、施設課長、会計課長、研究ユニット代表者(1名)

(2) 契約監視委員会

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約等及び一者応札・応募となった個々の契約案件の事後点検を行うものとする。また、特例随意契約の事前の包括的承認及び事後の点検についても行うものとする。開催後は、当該審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。